

宇治市公告第47号

琵琶送水管ほか改良工事に係る一般競争入札について

琵琶送水管ほか改良工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和3年9月24日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 琵琶送水管ほか改良工事
- (2) 工事場所 宇治市宇治琵琶地内ほか
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

<昼間工事>

D I P - G X	$\phi 450 \sim \phi 75$	L = 1, 180.6 m
D I P - N S	$\phi 500 \sim \phi 100$	L = 118.8 m
D I P - K	$\phi 300 \sim \phi 200$	L = 79.8 m
H I V P	$\phi 150 \sim \phi 50$	L = 16.2 m
P E	$\phi 100$	L = 31.3 m
鋳鉄管撤去工	$\phi 500 \sim \phi 75$	L = 1, 121.6 m
弁栓類		N = 52基
不断水弁工		N = 7箇所
不断水分岐工		N = 9箇所
給水管引込替		N = 43箇所
減圧弁設置工		N = 1箇所
電気設備工		一式
付帯工		一式

<夜間工事>

小口径推進工（泥土圧式）	$\phi 600$	L = 97.5 m
立坑工		一式

補助地盤改良工		一式
D I P - P N	φ 5 0 0	L = 1 0 0 . 2 m
D I P - G X	φ 4 5 0 及び φ 3 0 0	L = 5 4 5 . 5 m
D I P - N S	φ 5 0 0 及び φ 4 5 0	L = 1 4 . 1 m
鑄鉄管撤去工	φ 3 5 0	L = 6 7 5 . 7 m
弁栓類		N = 3 基
不断水分岐工		N = 1 箇所

(4) 工 種 水道施設工事

(5) 工事期間 契約日から令和5年2月28日まで 475日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 共同企業体の要件

- ① 構成員の数は2者とする。その内訳は(2)及び(3)の要件を満たす代表者並びに(2)及び(4)の要件を満たす構成員であること。
- ② 自主結成された共同企業体であること。
- ③ 全ての構成員の出資比率が30パーセント以上であること。

(2) 共通事項

共同企業体を結成した全ての構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- ⑤ 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事業について受けている単体企業であること。
- ⑦ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- ⑧ 以下の全ての条件を満たす監理技術者を共同企業体の代表及び構成員共に工事現場に専任で配置し得ること。
 - a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - c) 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- ⑨ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(3) 共同企業体の代表者の要件

- ① 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における水道施設の総合評定値（P）が1,000点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- ② 以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - a) 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録された推進工事技士を配置し得ること（推進工事技士、監理技術者

及び現場代理人の兼務は可とする。) 。

b) 技術者として推進工法の施工実績（公共及び元請で平成 23 年度以降のものに限る。）を有し、3 か月以上の雇用関係にある専任の監理技術者を配置し得ること。

c) 会社として推進工法の施工実績（公共及び元請で平成 28 年度以降のものに限る。）を有すること。

③ 構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。

(4) 共同企業体の構成員の要件

① 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における水道施設の総合評定値（P）が 750 点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

② 宇治市内に本店を有していること。

③ 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

(5) 共同企業体の協定方式

参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似の協定でもよい。

(6) 認定資格の有効期限

共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日の後 3 か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ② 委任状の写し
- ③ 建設業の許可を証する書類の写し(代表者及び構成員共に提出すること。)
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(代表者及び構成員共に提出すること。)
- ⑤ 以下のいずれかの書類(共同企業体の代表者用)
 - a) 配置予定推進工事技士調書
 - b) 配置予定監理技術者調書
 - c) 施工実績調書

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和3年9月24日 午前9時から

令和3年10月6日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和3年9月24日 午前9時から

令和3年10月6日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和3年10月19日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書

の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

令和3年9月24日 午前9時から

令和3年11月2日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX 番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和3年9月24日 午前9時から

令和3年10月20日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和3年10月26日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和3年11月1日 午前9時から午後6時まで

令和3年11月2日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和3年11月4日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5

時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、769,641,400円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、639,470,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1.6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1.7 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和3年度 32パーセント

令和4年度 68パーセント

1.8 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領は閲覧することができる。

1.9 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建

設資材等の調達について十分注意すること。

- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

工事入札参加者の皆様

低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての 注意事項など（電子入札実施用）

低入札価格調査制度適用の工事の入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

1) 低入札価格調査制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「低入札価格調査制度」を適用します。ただし、総合評価については金額に関わらず適用します。

工事種別	予定価格（税抜）	工事種別	予定価格（税抜）
一般土木	概ね3億円以上	管	概ね1億5千万円以上
建築	概ね10億円以上	舗装	6千万円以上
電気工事	概ね1億5千万円以上	造園	6千万円以上
水道施設	概ね3億円以上	その他の工事	6千万円以上

2) 低入札価格調査制度について

- ① 入札の結果、調査基準価格（工事種別毎に設定）を下回った者がなければ最低価格入札者を落札者とします。
- ② 入札の結果、調査基準価格を下回った者があれば、以下の失格基準価格（円未満切り捨て）を設定することとし、提出用内訳書に記載の各項目の額がいずれか1項目でも下回った者は失格となります。

※それぞれの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に区分するものについては令和2年5月付「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

※本件については、提出用内訳書の工事内訳書（全体）に記載の各項目の額に以下の係数を乗じることとします。

【失格基準価格】

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- ③ 最低価格入札者が調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格を上回る場合、一旦保留とし調査を行い、履行が可能であると認めた場合は契約締結します。なお、調査対象者は、当該入札以後の入札等について、1ヶ月間参加できません。ただし、調査対象者の制限は、落札通知を行った日をもって解除することができるものとします。
- ④ 「低入札価格調査制度の運用に関する要領」を参照して下さい。本要領については、宇治市役所ホームページに掲載しています。
- ⑤ 低入札価格調査を経て落札者となった場合は、配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）と同等の資格を有する者（監理技術者等になりうる資格の保有者（雇用期間等を含む））を補助者として専任で配置してください。増員する技術者は、配置予定技術者調書に記載の者に限りません。
- ※配置予定技術者に監理技術者が必要な場合は、補助者も監理技術者の配置が必要です。
- ※特定建設工事共同企業体が受注した工事の場合、補助者は各構成員がそれぞれ1名追加配置するものとします。

3) 提出書類及びその他特記事項について

- ① 調査基準価格を下回る入札となる場合、入札時に4に記載の「入札額と同額の提出用内訳書」の提出を求めます。提出されなければ、入札は無効となります。上記の書類は、調査の際に提出する関係書類と同一内容及び数値となるよう十分注意してください。
- ② 当該価格で入札した理由書は、調査の際に提出する関係書類と合わせて提出してください。

- ③ 調査の際に提出する関係書類（別紙様式1～13参照）は、入札日から7日以内（17時まで）に電子媒体（CD-R）で1部、書面で12部提出してください。期限内に提出されなければ、失格となります。
- ④ 関係書類の提出後にヒアリングを行う場合があります。ヒアリングには、当該工事の配置予定技術者の同席を求めます。
- ⑤ 調査後に契約締結する場合、契約保証金は契約代金の20%相当額となります。
- ⑥ 予定価格等を事後公表としている案件については、調査を辞退することが可能です。その際には次のような取り扱いとなりますのでご注意ください。
- 1回目 口頭注意
 - 2回目 文書による警告
 - 3回目 指名停止
- ※履歴は年度末でリセットします。
※参加制限は辞退の申出をもって解除できるものとします。

4) 内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。作成に当たっては次の点に注意してください。

(1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

(2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

(3) 失格となる場合

- I. 内訳書を提出しなかった者
- II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者
 - ① (1) ①～④のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
 - ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの (明らかな誤記を除く。)

- ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
- ④内訳書の計算に誤りがあるもの
- ⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

5) 監理技術者及び現場代理人について

本工事に配置される監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）は、専任となるため、他の工事との兼務はできません。

開札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された技術者等をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の技術者等を提出している場合で、そのうちの一部の技術者等を配置することができなくなった場合には、必ず**入札書受付開始日の1営業日前の午後5時まで**に宇治市総務部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、技術者等をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

6) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

7) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

8) 社会保険等の加入について

本件は一次下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市市民相談室及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

確 認 事 項

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。(建設業法第16条及び第26条第2項)

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による

入札等に関する注意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、今後の状況により、本案件については下記の状況が発生する可能性があるため注意してください。

1. 入札（見積）について次のような取扱いをする場合があります。これらの場合は、契約課より別途連絡させていただきます。
 - ・入札（見積）の取り止め
 - ・入札日（見積日）、参加表明書等提出期限の変更
 - ・書類等の提出方法の変更
 - ・契約締結日の変更
 - ・契約期間の変更
2. 資材・物品等調達が困難になった場合、又は契約内容どおりの履行が困難となった場合などは、契約内容について、変更を行う場合があります。この場合、原則として変更契約により対応することとします。